

大阪市告示第262号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年2月28日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 北スポーツセンター 第1体育館	令和7年3月3日（月）	午後0時30分から 午後8時50分まで
	令和7年3月10日（月）	
	令和7年3月17日（月）	
	令和7年3月24日（月）	
	令和7年3月31日（月）	
大阪市立 北スポーツセンター 第2体育館	令和7年3月3日（月）	午後0時30分から 午後7時まで
	令和7年3月10日（月）	
	令和7年3月17日（月）	
	令和7年3月24日（月）	
	令和7年3月31日（月）	
大阪市立 北スポーツセンター 多目的室	令和7年3月3日（月）	午後1時50分から 午後7時まで
	令和7年3月10日（月）	
	令和7年3月17日（月）	
	令和7年3月24日（月）	
	令和7年3月31日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）